

# ○ 警視庁柔道指導室、警視庁剣道指導室及び警視庁 逮捕術指導室運営規程

昭和 39 年 3 月 31 日

訓令甲第 7 号

存続期間

〔沿革〕昭和 44 年 7 月 訓甲第 19 号(い)  
47 年 4 月 同第 7 号(ろ)  
平成 13 年 6 月 同第 24 号(は)  
25 年 1 月 同第 1 号(に)  
29 年 1 月 同第 1 号(ほ)改正

## (目的)

**第 1 条** この規程は、警視庁柔道指導室、警視庁剣道指導室及び警視庁逮捕術指導室(以下「指導室」という。)の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。(は)

## (準拠)

**第 2 条** 指導室の運営については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。(は)

## (室の構成)

**第 3 条** 指導室には、警視庁組織規則(昭和 47 年 4 月 1 日東京都公安委員会規則第 2 号)に定める主席師範、副主席師範及び師範のほか、柔道、剣道、逮捕術及び警じよう術(以下「柔剣道等」という。)の術技を指導する者として教師を置く。(ろ、は、ほ)

2 教師には、警部補若しくは巡査部長の階級にある警察官又はこれに相当する警察行政職員をもつてあてる。

### (事務分担)

**第4条** 指導室の主席師範、副主席師範、師範及び教師(以下主席師範を除いて総称する場合「師範等」という。)の事務分担は、次の各号に定めるとおりとする。

(い、は、に)

- (1) 主席師範は、教養課長の命を受け、室務を掌理するとともに、部下の職員を指揮監督する。
- (2) 副主席師範は、本部担当及び警察署担当とし、その事務分担は次によるものとする。
  - ア 本部担当の副主席師範 主席師範の命を受け、警視庁本部、警察学校及び機動隊における柔剣道等の術技の指導にあたりるとともに、部下の職員を指揮監督する。
  - イ 警察署担当副主席師範 主席師範の命を受け、警察署における柔剣道等の術技の指導にあたりるとともに、部下の職員を指揮監督する。
- (3) 師範は、特別訓練担当、本部担当、警察学校担当、機動隊担当及び警察署担当とし、その事務分担は次によるものとする。
  - ア 特別訓練担当師範 主席師範の命を受け、特別訓練員の柔剣道等の術技の指導にあたりるとともに、部下の職員を指揮監督する。
  - イ 本部担当師範 上司の命を受け、助教(警察署等の体育担当の者をいう。以下同じ。)の本部訓練及び警視庁本部員の柔剣道等の術技の指導にあたりるとともに、部下の職員を指揮監督する。
  - ウ 警察学校担当師範 上司の命を受け、警察学校における柔剣道等の術技の指導にあたりるとともに、部下の職員を指揮監督する。
  - エ 機動隊担当師範 上司の命を受け、機動隊における柔剣道等の術技の指導にあたりるとともに、部下の職員を指揮監督する。
  - オ 警察署担当師範 上司の命を受け、担当する方面区内の警察署における柔剣道等の術技の指導にあたりるとともに、部下の職員を指揮監督する。
- (4) 教師は、上司の命を受け、柔剣道等の術技の指導にあたる。

### (巡回指導)

**第5条** 師範等の各所属に対する術技の指導は、それぞれの担当区分に従い、巡回指導等の方法によつて行なうものとする。

**(本部訓練等に対する協力)**

**第6条** 師範等は、柔道、剣道及び逮捕術の特別訓練員の訓練、助教の本部訓練等の指導に当たつては、第4条に定める担当のいかんをとわず相互に協力して、これを推進しなければならない。(は)

**(指導補助者)**

**第7条** 師範等は、各所属に対する柔剣道等の指導をするにあつては、当該所属の助教をその補助者として術技の指導にあたらせることができる。

**付 則**

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

---